

(案)

おかやましがいこくじんしみんかいぎ  
岡山市外国人市民会議

だい き  
(第7期)

てい げん しょ  
提 言 書

Okayama Foreign Residents Council (The 7th Term) Proposals  
Hội nghị công dân nước ngoài tại thành phố Okayama (Kỳ thứ 7) Bản đề xuất  
岡山市外国人市民会议(第7期) 建议书  
오카야마시 외국인 시민회의(제7기) 제언서

ねん がつ  
2025年1月



# もく じ 目 次

- 1 ていげん しゅし 提言の趣旨 ..... 1 ページ
- 2 おかやましがいこくじんしみんかいぎいいん 岡山市外国人市民会議委員 ..... 2 ページ
- 3 おかやまし ていげん 岡山市への提言 ..... 3 ページ
- 4 おかやましがいこくじんしみんかいぎ しんぎ 岡山市外国人市民会議における審議
  - (1) たぶんかきょうせい かんきょう やさしい多文化共生の環境づくり ..... 8 ページ
  - (2) せんもんてき そうだん じょうほうていきょう 専門的な相談についての情報提供 ..... 10 ページ
  - (3) りゅうがくせい しゅうしょくしえん 留学生の就職支援 ..... 12 ページ
- 5 しりょう 資料
  - (1) かいぎ にってい 会議の日程 ..... 13 ページ
  - (2) おかやまし がいこくじんしみん かず 岡山市における外国人市民の数 ..... 14 ページ
  - (3) おかやましがいこくじんしみんかいぎせっちじょうれい 岡山市外国人市民会議設置条例 ..... 15 ページ

# 1 ていげん しゆし 提言の趣旨

おかやまし がいこくじん し みるかい ぎ  
岡山市外国人市民会議は、2005年2月に発足し、地域社会の構成員で  
ある外国人市民にとって、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを推進する  
ため、外国人市民を代表する立場から意見を交わしてまいりました。

きめ むか おかやましがいこくじんし みるかい ぎ  
7期目を迎えた岡山市外国人市民会議は2023年1月から2025年1  
月までの2年間開催し、外国人市民が暮らしやすい岡山市とほどのような街  
なのか、そのためにはどのような課題が解消されるべきかということから話  
し合いをはじめました。

はな あ で おお かだい たよう ぶんか ちか かん そんなちよう まち  
話し合いで出た多くの課題は、多様な文化や価値観が尊重される街となっ  
てほしい、専門的な相談をする場所やそのための通訳についての情報が  
外国人市民に届くようになってほしい、岡山で就職したい留学生が市内で  
就職先を見つけることができるようになってほしい、という3つの将来像  
に収束しました。

おかやまし ほか きかん じっし と く ぎろん  
そこで、岡山市やその他の機関が実施している取り組みを踏まえて議論を  
ふか ため、このたび、「やさしい多文化共生の環境づくり」と「専門的な相談に  
ついての情報提供」、そして「留学生の就職支援」の3つを提言として  
まとめました。

ていげん がいこくじんし みるん ちいき いちいん あんぜん あんしん く  
これらの提言が、外国人市民が地域の一員として、安全かつ安心して暮ら  
し続けられる多文化共生社会を実現するための一助となれば幸いです。

## 2 おかやましがいこくじんしみんかいぎ いいん 岡山市外国人市民会議 委員

やくしよく 役職	なまえ 名前	こくせき ちいき 国籍・地域
いいんちよう 委員長	ゆん かぶちん 尹 甲辰	だいかんみんこく 大韓民国
ふくいんちよう 副委員長	かくれん じよぎよく 赫連 茹玉	ちゅうかじんみんきょうわこく 中華人民共和国
いいん 委員	だんて ろーれんす ねるそん DANTE LAURENCE NELSON	あめりかがっしゅうこく アメリカ合衆国
いいん 委員	ふえつてい ぬるした FETTI NURSITA	いんどねしあきょうわこく インドネシア共和国
いいん 委員	てっど えけりん TED EKERING	かなだ カナダ
いいん 委員	ちん けいてい 陳 惠貞	たいわん 台湾
いいん 委員	しゃ しんい 謝 芯怡	ちゅうかじんみんきょうわこく 中華人民共和国
いいん 委員	まはむど ええぬえむ ぎ ひど うつていん MAHMOOD A N M ZAHEED UDDIN	ばんぐらでしゅじんみんきょうわこく バングラデシュ人民共和国
いいん 委員	まびる ら かゆ ごていえ MABIRE LA CAILLE GAUTIER	ふらんすきょうわこく フランス共和国
いいん 委員	ふあん てい すえん PHAM THI XUYEN	べとなむしゃかいしゅぎきょうわこく ベトナム社会主義共和国

こくせき ちいき おんじゆん  
国籍・地域の50音順による。

どういつこくせき ちいき ばあい なまえ おんじゆん  
同一国籍・地域の場合は、名前の50音順による。

※委員の任期は令和5年1月19日～令和7年1月18日（2年間）

# 3 おかやまし ていげん 岡山市への提言

## (1) やさしい多文化共生の環境づくり

- ・学校内で多様な価値観を尊重し合えるよう、教員への研修で、外国にルーツのある子どもたちの文化的背景への配慮についても学ぶ機会をつくる。
- ・より活発なコミュニケーションが生まれ、相互理解が深まるよう、やさしい日本語講座や日本語教室を充実させると共に、多様な文化や価値観について知ることのできる機会を提供する。

## (2) 専門的な相談についての情報提供

- ・行政で行われている様々な専門的な相談事業やそれらを使うための通訳サービスについて、外国人市民にあまり知られていないという現状があるため、外国人市民に安心して生活してもらえるよう、各コミュニティの SNS で周知を行ったり、外国人市民が訪れる関係機関と協力するなどして、積極的に情報を伝える。

## (3) 留学生の就職支援

- ・留学生が日本の就職活動のルール、スケジュール、ビジネスマナーや仕事で使う日本語について学ぶことのできる機会を設けるとともに、企業側も多様性を受け入れ、生かせる風土を醸成し、岡山市で就職したい留学生が希望を叶えやすい環境を整える。

# Proposals to Okayama City

ていげん かくてい  
提言が確定したあとにほんやく翻訳します

# Đề xuất gửi đến Ủy ban thành phố Okayama

ていげん かくてい ほんやく  
提言が確定したあとに翻訳します

# 致岡山市的建议

ていげん かくてい  
提言が確定したあとにほんやく  
翻訳します

# 오카야마시의 제안

ていげん かくてい  
提言が確定したあとにほんやく翻訳します

# 4 おかやましがいこくじんしみんかいぎ しんぎ 岡山市外国人市民会議における審議

## (1) やさしい多文化共生の環境づくり

### ① 学校に関するもの

#### 現状・取組など

- ・教育委員会や学校では、日本語教育担当者を中心に組織的な支援を目指しており、日本語指導が必要な子どもがいる学校では、日本語指導者が、必要に応じて日本語指導支援員と協力しながら日本語指導を行っている。
- ・教育委員会では、日本語教育担当者など日本語指導に関わる先生を対象とした、外国にルーツのある子どもたちのサポートや日本語指導について学ぶ研修を行っている。

#### 主な意見

- ・教員を対象とした研修において、日本語指導だけでなく文化への配慮についても学ぶ機会をつくってほしい。
- ・「日本語指導」という名称になっているので、日本語指導だけでなく多文化共生を推進するためには「多文化」という言葉を使った名称にしてはどうか。

#### 意見のまとめ

- ・学校内で多様な価値観を尊重し合えるよう、教員への研修で、外国にルーツのある子どもたちの文化的背景への配慮についても学ぶ機会をつくる。

## ② 外国人市民が日本語や日本文化について学ぶこと、日本人への啓発に 関係するもの

### 現状・取組など

- ・岡山市を事業主体とする外国人市民のための日本語教室を6月から開設している。
- ・日本文化体験交流会や異文化体験交流会を開催している。
- ・やさしい日本語講座や国際理解出前講座を開催している。

### 主な意見

- ・日本の文化を知るだけでなく、互いの文化を知ることができたらよい。
- ・多様な価値観を認めあい、互いに尊重でき、信頼関係を築ける交流会となるとよい。
- ・国際理解出前講座は、子どもたちの外国人へのイメージが変わるよい機会になるので、小学生だけでなく中学生や高校生にも対象を拡大してはどうか。
- ・やさしい日本語講座について、20代、30代くらいの人も参加できるように工夫をしてほしい。

### 意見のまとめ

- ・より活発なコミュニケーションが生まれ、相互理解が深まるよう、やさしい日本語講座や日本語教室を充実させると共に、多様な文化や価値観について知ることのできる機会を提供する。

## (2) 専門的な相談についての情報提供

### 現状・取組など

- ・岡山市では「岡山市外国人総合相談窓口」や「多言語テレビ通訳サービス」を行っており、専門的な相談が受けられる場所を紹介したり、通訳サービスを行ったりしている。
- ・労働問題については、岡山労働局が「外国人労働者相談コーナー」を開設している。
- ・心理的サポートが必要な方には、各地区の保健センターで「こころの健康相談」を実施している。予約をすれば「多言語テレビ通訳サービス」の利用も可能。
- ・医療については、救急時には「119番通報時の多言語通訳サービス」が利用できる。大きな病院にかかる時は「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」から通訳サービスを利用できる病院を探すことができる。
- ・様々なトラブルについての相談は、内容に応じて、無料法律相談や警察、区役所の区民相談などを紹介している。

### 主な意見

- ・行政では、こころの健康相談や119番通報時の多言語通訳サービスなど様々な取組を行っているが、外国人市民にあまり知られていない。
- ・市役所や病院では、通訳や遠隔通訳の取組を行っているので、安心して相談に行けることを周知してほしい。
- ・各国・地域の人が見ているSNS（Facebook、Instagram、TikTok、Wechatなど）で外国人コミュニティのメンバーから情報を発信してもらえると、広く情報を伝えることができるのではないかと。
- ・出入国在留管理庁と連携し、在留カードの更新の際に様々な情報提供ができるとよい。

## 意見のまとめ

- ・行政で行われている様々な専門的な相談事業やそれらを使うための通訳サービスについて、外国人市民にあまり知られていないという現状があるため、外国人市民に安心して生活してもらえるよう、各外国人コミュニティなどのSNSで周知を行ったり、外国人市民が訪れる関係機関と協力するなどして、積極的に情報を伝える。

### (3) 留学生の就職支援

#### 現状・取組など

- ・岡山市では2024年度から取組を強化し、従来から実施している企業向けの外国人材受入セミナーのほか、市内企業の外国人雇用の実態、ニーズ等についてのアンケート調査、外国人留学生のための就職セミナー、企業との交流会などを行っている。

#### 主な意見

- ・留学生の場合、大学や専門学校での専攻が従事しようとする業務に必要な知識や技術に関連していないと在留資格を得るのが難しい。
- ・企業や経営者のための、多様性を受け入れ、また、多様性を生かすためのトレーニングを行うことが必要。
- ・日本の独特な就職のスケジュールやルール、ビジネスで使う日本語やマナーについて、留学生が理解することが必要。
- ・就職にあたっての選考プロセスや必要な資格などを明確に示してほしい。

#### 意見のまとめ

- ・留学生が就職活動のスケジュール、ルール、ビジネスマナーや仕事で使う日本語について学ぶことのできる機会を設けるとともに、企業側も多様性を受け入れ、生かせる風土を醸成し、岡山市内で就職したい留学生が希望を叶えやすい環境を整える。

# 5 しりょう 資料

## (1) 会議の日程

	日時	内容
第1回	2023年 1月19日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱書交付</li> <li>・ 正・副委員長の選出</li> <li>・ 協議</li> </ul>
第2回	6月16日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人市民が生活する上での課題について</li> <li>・ 岡山市多文化共生社会推進プランの改訂について</li> </ul>
第3回	9月29日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回会議で出た課題の現状説明</li> <li>・ 提言のテーマ決め</li> </ul>
第4回	12月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岡山市多文化共生社会推進プランの素案について</li> </ul>
第5回	2024年 3月11日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言のテーマ「わかりやすい日本語」について</li> </ul>
第6回	8月26日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言のテーマ「わかりやすい日本語」の提言の案について</li> <li>・ 提言のテーマ「専門家による相談サポート」について</li> </ul>
第7回	10月17日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言のテーマ「専門家の相談サポート」の提言の案について</li> <li>・ 提言のテーマ「留学生の就職支援」について</li> </ul>
第8回	11月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人市民会議第7期での意見のとりまとめについて</li> </ul>
	2025年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提言の提出</li> </ul>

(2) 岡山市における外国人市民の数

国籍・地域	人数
中国	4,073
ベトナム	4,060
韓国	2,030
インドネシア	1,098
フィリピン	879
ミャンマー	873
ネパール	698
タイ	246
バングラデシュ	240
ブラジル	223
スリランカ	183
米国	180
カンボジア	155
朝鮮	154
パキスタン	142
台湾	114
インド	91

国籍・地域	人数
英国	66
マレーシア	52
ペルー	36
カナダ	35
モンゴル	34
フランス	33
ラオス	33
オーストラリア	31
ロシア	31
トルコ	24
アフガニスタン	19
イタリア	19
マリ	19
ニュージーランド	19
ナイジェリア	16
ドイツ	15
ガーナ	14

国籍・地域	人数
ボリビア	10
ウクライナ	10
エジプト	9
オランダ	8
チリ	7
イラン	7
ポーランド	7
チュニジア	7
カメルーン	6
ヨルダン	6
メキシコ	6
ルーマニア	6
アイルランド	5
ケニア	5
スウェーデン	5
ジンバブエ	5
無国籍	12
その他 (49 各国)	449

総合計 (99 各国)	16,152
-------------	--------

2024年9月末現在 住民基本台帳

人数が同じ場合は、国籍・地域の50音順による

その他 (49 各国) の国籍・地域				
アルゼンチン	コスタリカ	スロバキア	パラグアイ	マダガスカル
ウズベキスタン	コロンビア	セネガル	ハンガリー	マラウイ
エクアドル	コンゴ民主共和国	セルビア	フィンランド	南アフリカ共和国
エチオピア	サウジアラビア	タンザニア	ブルガリア	南スーダン共和国
エルサルバドル	ジャマイカ	デンマーク	ブルネイ	モーリタニア
オーストリア	シリア	トリニダード・トバゴ	ベナン	モルドバ
ガボン	シンガポール	トンガ	ベネズエラ	モロッコ
ギリシャ	スイス	ニカラグア	ベルギー	リトアニア
グアテマラ	スーダン	ノルウェー	ボツワナ	ルワンダ
クロアチア	スペイン	ハイチ	ポルトガル	

(3) 岡山市外国人市民会議設置条例

平成23年3月16日

市条例第13号

改正 平成24年3月26日市条例第15号

令和4年3月17日市条例第11号

(設置)

第1条 地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外国人市民施策に関すること。
- (2) 外国人市民の人権に関すること。
- (3) 外国人市民への支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 外国人市民の生活上の諸問題等に関し知識、経験又は学識経験を有する者
- (2) 年齢満18歳以上である者
- (3) 本市の区域内において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により記録されている者のうち日本の国籍を有しない者であって、記録された期間が継続して1年以上あるもの
- (4) 日本語会話能力を有する者
- (5) 市政に関心があり、地域又は他の外国人との交流が盛んで、まちづくりについての積極性を有する者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に準ずると認める者を委員に委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市条例第15号)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 本市の区域内において住民基本台帳法第5条の規定により記録されている者であって、

きろく きかんおよ はいしまえ がいこくじんとうろくほう しょうわ ねんほりつだい ごう だい じょう きてい  
記録された期間及び廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の規定により  
とうろく う きかん けいぞく  
登録を受けた期間が継続し、かつ、それらの期間の合計が1年以上ある者は、第4条第1項第  
ごう きてい ようけん み  
3号に規定する要件を満たすものとみなす。

ふ そく れいわ ねん し じょうれいだい ごう  
附 則（令和4年市条例第11号）

じょうれい れいわ ねん がつついたち しこう  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。



へんしゅう おかやましがいこくじんしみんかいぎ  
編集 岡山市外国人市民会議

はっこう おかやまししみんきょうどうきょくしみんきょうどうおこくさいか  
発行 岡山市市民協働局市民協働部国際課

〒700-8544 おかやましきたくだいくいっちょうめばんごう  
岡山市北区大供一丁目1番1号

でんわ  
電話 086-803-1112

おかやましがいこくじんしみんかいぎ ページ  
岡山市外国人市民会議Webページ

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000012979.html>